

京都市告示第 4 5 2号

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 2 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重 要 な 経 過 地
1	壬生緯59号線	中京区壬生相合町30番地の 2 地先 同町29番地の 2 地先		
2	山科御陵経 4 号線	山科区御陵田山町30番地地先 同区御陵平林町22番地地先		
3	山科小山緯17号線	山科区小山北溝町 6 番地の 2 地先 同町48番地の 2 地先		

(建設局土木管理部道路明示課)